議案第28号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月2日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

平成26年3月31日

瑞穂町長 石塚 幸右衛門

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町税賦課徴収条例(昭和25年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の3に次の1項を加える。

- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎と なった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出 する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成 29年度」に改める。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一

般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。 附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第4 1条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条 第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の瑞穂町税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税 に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税につい て適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従 前の例による。
- 2 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日 以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対 して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適 用する。

新

目次 略

第1条から第140条の7 略

附則

第1条から第7条の4 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載のないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

第9条から第10条の2 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)

第10条の3 略

2から8 略

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家 屋について、同項の規定の適用を受けよう とする者は、当該耐震基準適合家屋に係る 目次 略

第1条から第140条の7 略

附則

第1条から第7条の4 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民 税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>平成27年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載のないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

第9条から第10条の2 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)

第10条の3 略

2から8 略

耐震改修が完了した日から3月以内に、次に 掲げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第11項に規定する補助に係る補助 金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の 促進に関する法律(平成7年法律第123号)第 7条又は附則第3条第1項の規定による報告 の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則 第12条第24項に規定する基準を満たすこと を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1)納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2)家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床 面積
- (3)家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5)施行規則附則第7条第11項に規定する補助 の算定の基礎となった当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した 後に申告書を提出する場合には、3月以内に 提出することができなかった理由
- 第11条から第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の 課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>平成29年度</u>まで の各年度分の個人の町民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等(租税特 別措置法第31条第1項に規定する土地等を いう。以下この条において同じ。)の譲渡(同 項に規定する譲渡をいう。以下この条にお いて同じ。)をした場合において、当該譲渡 が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34 条の2第4項に規定する優良住宅地等のため の譲渡をいう。)に該当するときにおける前

第11条から第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の 課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>平成26年度</u>まで の各年度分の個人の町民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等(租税特 別措置法第31条第1項に規定する土地等を いう。以下この条において同じ。)の譲渡(同 項に規定する譲渡をいう。以下この条にお いて同じ。)をした場合において、当該譲渡 が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34 条の2第4項に規定する優良住宅地等のため の譲渡をいう。)に該当するときにおける前 条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の 適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条 において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する町民税の所得割の額は、 同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ当該各号に定める金額 に相当する額とする。

- (1) 略
- (2) 略

ア及びイ 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度 までの各年度分の個人の町民税に限り、所 得割の納税義務者が前年中に前条第1項に 規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲 渡をした場合において、当該譲渡が確定優 良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第3 4条の2第5項に規定する確定優良住宅地等 予定地のための譲渡をいう。以下この項に おいて同じ。)に該当するときにおける前条 第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する町民税の所得 割について準用する。この場合において、 当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に 該当することとなる場合においては、当該 譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲 渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3から第20条の5 略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等 に係る固定資産税の特例の適用を受けよう とする者がすべき申告)

第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9 号、第9号の2又は第12号の固定資産につい て法附則第41条第3項の規定の適用を受け ようとする一般社団法人又は一般財団法人 について準用する。この場合において、第5 条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の 適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条 において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する町民税の所得割の額は、 同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ当該各号に定める金額 に相当する額とする。

- (1) 略
- (2) 略

ア及びイ 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度 までの各年度分の個人の町民税に限り、所 得割の納税義務者が前年中に前条第1項に 規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲 渡をした場合において、当該譲渡が確定優 良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第3 4条の2第5項に規定する確定優良住宅地等 予定地のための譲渡をいう。以下この項に おいて同じ。)に該当するときにおける前条 第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する町民税の所得 割について準用する。この場合において、 当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に 該当することとなる場合においては、当該 譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲 渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3から第20条の5 略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等 に係る固定資産税の特例の適用を受けよう とする者がすべき申告)

第21条 平成21年度分から平成25年度分まで の固定資産税に係る第56条の規定の適用に ついては、同条中「公益社団法人若しくは 公益財団法人」とあるのは、「公益社団法 人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3 6条中「公益社団法人若しくは公益財団法 人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規 定する一般社団法人若しくは一般財団法 人」と読み替えるものとする。

- 第21条の2 法<u>附則第41条第9項各号</u>に掲げる 固定資産について同項の規定の適用を受け ようとする者は、次の各号に掲げる書類を 町長に提出しなければならない。
- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法 附則第41条第9項に規定する特定移行一般 社団法人等(以下この条において「特定移行 一般社団法人等」という。)に該当すること を明らかにする書類
- (2)次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)から(5) 略

第22条から第25条 略

<u>附</u> 則

(施行期日)

項の規定により公益社団法人又は公益財団 法人とみなされる法人を含む。)」とする。

- 2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1 号から第5号までに掲げる固定資産につい て同項本文の規定の適用を受けようとする 者について準用する。この場合において、 第56条中「公益社団法人若しくは公益財団 法人」とあるのは、「法附則第41条第11項 に規定する移行一般社団法人等」と読み替 えるものとする。
- 第21条の2 法<u>附則第41条第15項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。
- (1)当該固定資産を事業の用に供する者が法 附則第41条第15項に規定する特定移行一般 社団法人等(以下この条において「特定移行 一般社団法人等」という。)に該当すること を明らかにする書類
- (2)次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法<u>附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法<u>附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法<u>附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び 数量並びにその用途
- (3)から(5) 略

第22条から第25条 略

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行 する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後 の瑞穂町税賦課徴収条例(以下「新条例」と いう。)の規定中個人の町民税に関する部分 は、平成26年度以後の年度分の個人の町民 税について適用し、平成25年度分までの個 人の町民税については、なお従前の例によ る。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例 の規定中固定資産税に関する部分は、平成2 6年度以後の年度分の固定資産税について 適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成 26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項 に規定する耐震基準適合家屋に対して課す べき平成27年度以後の年度分の固定資産税 について適用する。

- 6 -
